

奈良県告示第五百三十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
結核病	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査及びツベルクリン検査皮内注射法
ブルセラ病	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査、急速凝集反応法、酵素免疫測定法及び補体結合反応検査
ヨーネ病	発生予防	乳用牛で発生予防上適当と認められたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法及び補体結合反応検査
アカバネ病	発生予防	牛で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験
アイノウイルス感染症	発生予防	牛で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験
チュウザン	発生予防	牛で発生予防上適当と	臨床検査及び中和試験

病	イバラキ病	牛流行熱	馬伝染性貧血	豚コレラ	オースキー病	豚繁殖・呼吸障害症候群	ニューカッサル病	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエン
	発生予察	発生予察	発生予防	発生予防	発生予防	発生予防	発生予防	発生予察
認めたもの	牛で発生予察上適当と認めたもの	牛で発生予察上適当と認めたもの	馬（生後百八十日未満のものを除く。）	豚で発生予防上適当と認めたもの	豚及び飼育されている猪で発生予防上適当と認めたもの	豚で発生予防上適当と認めたもの	鶏で発生予防上適当と認めたもの	鶏で発生予察上適当と認めたもの
	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応検査	臨床検査、酵素免疫測定法及び中和試験	臨床検査、ラテックス凝集反応検査及び中和試験	臨床検査及び酵素免疫測定法	臨床検査及び赤血球凝集阻止反応法	臨床検査、酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応法及びウイルス分離検査

ザ	ひな白痢	発生予防	種鶏で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査及び凝集反応法
腐蛆病	発生予防	採蜜に供する蜜蜂で発生予防上適当と認められたもの	肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査	
伝達性海綿状脳症（牛）	発生状況及び動向把握	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査及び酵素免疫測定法	
伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）	発生予防	めん羊及び山羊で満十二ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査	

二 実施する区域及び実施の期日

病名	実施する区域	実施の期日
結核病	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
ブルセラ病	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
ヨーネ病	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

アカバネ病	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
アイノウイルス感染症	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
チュウザン病	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
イバラキ病	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
牛流行熱	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
馬伝染性貧血	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
豚コレラ	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
オースキー病	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
豚繁殖・呼吸障害症候群	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
ニューカッ	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年

スル病		三月三十一日まで
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
ひな白痢	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
腐蛆病	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
伝達性海綿状脳症（牛）	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。